

磐田新産業創出協議会規約

平成 23 年 10 月 20 日

磐田市 産業部

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、磐田新産業創出協議会（以下、「協議会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 次のことを目的とした新産業創出の『きっかけづくり』を行う。また、地域力の向上を図るために、市域を超えた広域的な連携を目指していく。

- (1) 次世代自動車等への転換を見据え、蓄積された輸送機器関連技術の更なる向上及び新たなビジネススタイルの創出を図る。
- (2) 地球環境や新エネルギー資源に対する高まりから、再生可能な資源を活用した新エネルギー関連産業の創出を図る。
- (3) 地域資源を活用した新たなサービスや新商品の開発を推進するとともにスポーツ産業の創出を図る。
- (4) その他、新成長分野に係る新産業の創出を図る。

(事 業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 前条各産業の普及及び事業化推進のための調査・研究
- (2) 協議会参加会員の関連事業支援
- (3) 関連団体や企業・機関との連絡窓口
- (4) 各産業の推進のための人材育成
- (5) 各産業の普及と事業化推進のための社会環境、市場環境の醸成
- (6) その他前号に附帯関連する、協議会の目的を達成するために必要な一切の事業

第 2 章 会員及び役員

(会 員)

第 4 条 会員は、正会員、特別会員、賛助会員とする。

- 2 会員は、協議会が任意に提供する、協議会の事業成果に関する資料の配布及び協議会が保管する資料その他協議会の事業に関し、協議会が発信した情報を受けることができる。
- 3 正会員は、法人及び個人（中小企業）がなることができ、総会の構成員となることができる。
- 4 特別会員は、地方公共団体及び産業支援団体がなることができ、総会の構成員となることができる。
- 5 賛助会員は、第 2 条の目的に賛同する大手企業、金融機関及び公益法人がなることができ、総会の構成員となることができる。

(入・退会)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、所定の申込書を事務局に提出するものとし、当該申込書に基づき、理事会の承認を受けて会員となることができる。

2 協議会を退会しようとする者は、原則として退会の1ヶ月前までに届け出なければならない。

3 会員が、協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の趣旨にふさわしくない行動をとったときは、理事会の議決により除名することができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

理 事 3名

監查理事 1名

(役員を選任)

第7条 役員は、会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、総会及び理事会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織し会務の執行にあたる。

4 監查理事は、協議会の財産の状況及び業務の執行の状況を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠において選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。但し、会長が別途定めた場合又は解任された場合は、この限りでない。

第3章 会 議

(会 議)

第10条 会議は、総会、理事会及び部会とする。

2 会議は、構成人数の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって成立する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(総 会)

第11条 総会は、会員によって構成する。

2 総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、理事会に諮り、臨時に開催することができる。

3 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の改正、改廃に関する事
- (2) 役員承認に関する事
- (3) 事業報告、事業計画及び予算、決算に関する事
- (4) その他重要と認められる事

(理事会)

第12条 理事会は、第6条の役員をもて組織し、会長が必要に応じて招集し、次の事項を審議決定し、その執行に当たる。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 役員選出に関する事
- (3) その他協会の運営に関する事

(部会)

第13条 理事会は、事業の運営上必要があるときは、部会を設置し、調査研究や第3条に関連する業務等を行わせることができる。

- 2 部会は、前項の規定による理事会の指示に基づき、調査研究や第3条に関連する業務等を行う。
- 3 理事会は、部会の責任者を指名することができる。
- 4 部会は、調査研究や第3条に関連する業務等の結果を理事会に報告するものとする。

第4章 会計

(会計年度)

第14条 協会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第5章 その他

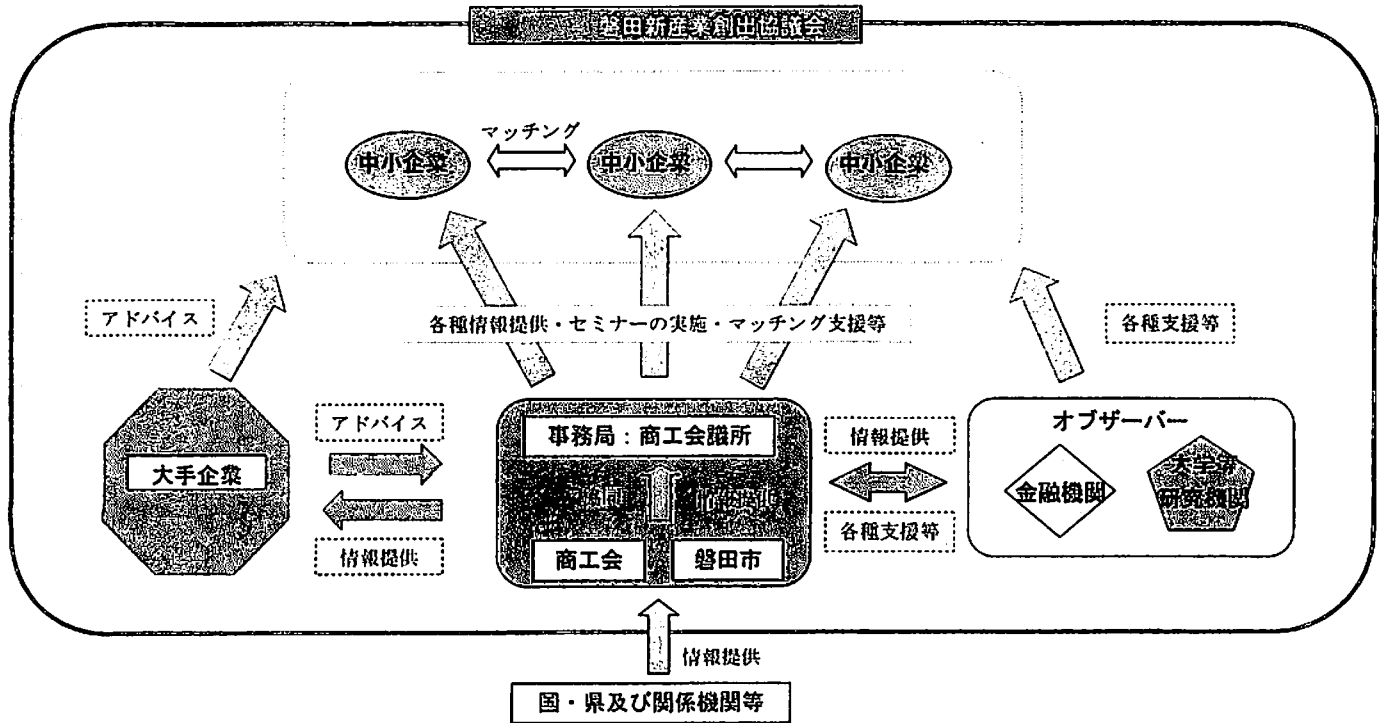
(秘密保持)

第15条 協会の会員は、アイデア、技術、その他資料など、本会の活動等に関連して知りえた業務上の情報並びに顧客及び会員等に関する個人情報（以下、「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持し、第三者に開示または漏洩してはならない。但し、受領した時点で既に公知の情報、自らの責によらずして公知となった情報、会員が既に適法に保有している情報及び開示する正当な権限を有する者から秘密保持義務を課されることなく受領した情報についてはこの限りでない。

- 2 協会の会員は、秘密情報を、本協会の目的以外の目的に使用せず、また本規約の目的達成のために必要な範囲を超えてコピー・複製等を行わない。
- 3 協会の会員は、退会時、またはそれ以前に協会から要請があった場合は、秘密情報の全て（コピー・複製物を含む）を、協会の指示に従い返却、廃棄又は消去するものとする。

磐田新産業創出協議会イメージ図

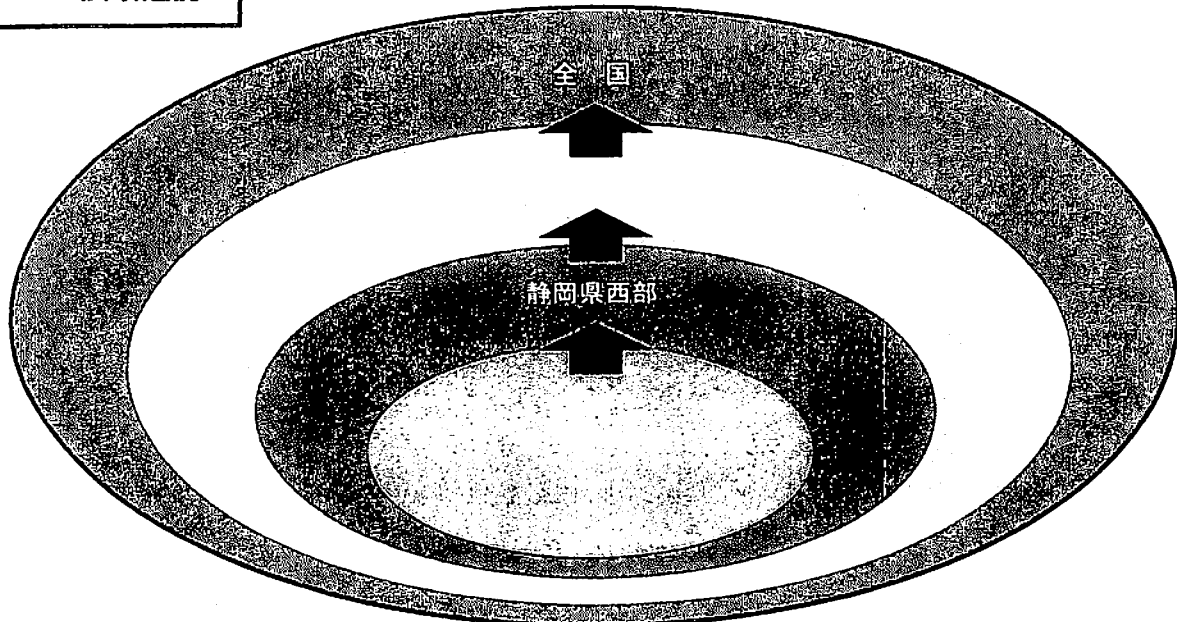
作成：磐田市 産業部 産業政策室



磐田新産業創出協議会イメージ図

作成：磐田市 産業部 産業政策室

テーマ：広域連携



【事務局】

No.	会社名等	職	氏名
1	磐田商工会議所		宮武 哲
2	磐田商工会議所	業務課	影目 幸次
3	磐田市	産業部長	鈴木 隆之
4	磐田市	商工観光課長	袴田 守
5	磐田市	商工観光課 参事	芥川 豊秋
6	磐田市	商工観光課課長補佐 兼産業政策室長	真壁 宏昌
7	磐田市	産業政策室 産業政策係長	伊東 直久
8	磐田市	産業政策室	山下 和洋

磐田新産業創出協議会 発足時会員名簿

No.	会社名等	地区名
1	磐田化学工業(株)	磐田
2	(株)タジマモーターコーポレーション	磐田
3	(株)TOSMO	磐田
4	ファイラックインターナショナル(株)	磐田
5	(株)榛葉鐵工所	掛川
6	(株)ポリシス	浜松
7	鈴和製作所(株)	磐田
8	(株)新川製作所	磐田
9	須田鑄工所	浜松
10	NTN(株) 磐田製作所	磐田
11	ヤマハ発動機(株) SPV事業部	磐田
12	磐田信用金庫	磐田
13	(株)静岡銀行	静岡
14	静岡産業大学	磐田
15	静岡大学 イノベーション共同研究センター	浜松
16	静岡理工科大学	袋井
17	掛川商工会議所	掛川
18	袋井商工会議所	袋井
19	磐田商工会議所	磐田
20	磐田市商工会	磐田
21	磐田市	磐田

(平成23年10月19日現在)

会費無料

申込日：平成 年 月 日

磐田新産業創出協議会入会申込書

【会員種別】

正会員 ・ 特別会員 ・ 賛助会員
※ 該当するものに○をおつけください

【御社名・貴団体名】（個人の場合には空欄としてください）

フリガナ	
会社名等	※お名前をHP等で公開することの可否（○をおつけください）⇒ 可 ・ 非公開を希望
事業内容	

【代表者または責任者】

フリガナ	
代表者氏名	
所属・役職	

【窓口ご担当者】（事務連絡、資料等をお送りさせて頂くご連絡先をご記入ください）

所属・役職	
フリガナ	
氏名	
住所	〒
電話・FAX	電話（ ） — FAX（ ） —
E-mail	
Web site	

《個人情報の取り扱いについて》当会では、ご提供いただく個人情報を以下の方針で取扱いします。

1. 当会では、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、適正に個人情報を管理します。
2. 当会申込みにあたって当会にご提供いただく個人情報は、講演会・研修会・諸会議等の開催通知等の送付並びに名簿の作成など、本会の事業活動のための利用の他、関係機関が実施する事業に関するご案内、調査、統計等に利用することがあります。
3. 個人情報をご提供いただくにあたって、ご提供は申込者の任意です。ただし、ご提供いただけない部分がある場合、手続き・ご連絡やサービス等に支障が生じることがありますのでご了承ください。
4. 当会は、申込者の同意を得ることなく、上記の個人情報を第三者に提供いたしません。（ただし、個人情報保護法その他の法令により認められている場合を除きます。）